下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第１０２回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

１　日時

令和４年２月２１日（月）１３：３０～１４：５０

２　場所

最高裁判所大会議室

３　出席者

（委　員）伊藤眞（委員長）、井堀利宏、今田幸子、神村昌通、北村節子、大善文男、田邉宜克、中尾正信、中田裕康、中山孝雄（敬称略）

（庶　務）小野寺総務局長、石井総務局第一課長

（説明者）徳岡人事局長

４　議題

（１）協議

・　令和４年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

・　令和４年４月期の出向からの復帰候補者について

（２）次回の予定等について

５　議事

（１）協議

庶務から、前回の委員会以後の経過として、令和３年下半期及び令和４年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、令和４年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者、令和４年４月期の出向からの復帰候補者、令和４年４月

に出向先から判事補に復帰した後、令和５年１月に判事の任命資格を取得する者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

・　令和４年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、２月１４日（月）午後１時３０分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である中田委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に指名候補者の名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、６月９日（木）までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する、地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による、具体的には、指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。

また、前回の地域委員会からの報告では、全国の全ての弁護士会において弁護士会による情報の取りまとめがなかったものの、このような状況になるまで長時間を要した事柄であること、近時提出されていなかった段階評価式アンケート方式の情報が最近でも一部の地域委員会に提出されたことなどを踏まえ、今後当分の間は、地域委員会に対し、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」

という当委員会の考え方を引き続き周知するよう依頼することとされた。

なお、令和４年４月に出向から復帰した後、令和５年１月に判事の任命資格を取得する者については、諮問時には出向中であり、現任庁はないことになるが、外部情報収集を行う時間的余裕がないわけではないことから、第４２回の当委員会で定めたとおり、出向前の勤務庁を所管する地域委員会に対し周知依頼等をするのが適当とされ、また、４月には裁判所に復帰予定であるが、復帰した庁を所管する地域委員会に対し周知依頼等をしても、締切日までの勤務実績が乏しく、適切な情報が寄せられる可能性が極めて乏しいことから、復帰庁を所管する地域委員会に対する周知依頼等は行わないものとされた。

続いて、庶務から、複数の弁護士会において、会員に対する情報受付の周知について事務遅滞があったこと及び地域委員会の依頼の趣旨と異なる周知方法を行っていたことについて、前回に引き続き事実関係が報告され、議論の結果、事務遅滞については、念のためこの機会に、各地域委員会から管内の弁護士会に対して、弁護士会内における周知等の事務が重要であり、当該事務が速やかに行われるよう注意喚起を行うことを各地域委員会に対して依頼すること、周知方法については、当該弁護士会において行われていた周知方法が地域委員会からの依頼の趣旨に沿わないものであり、事柄の性質にかんがみて不適切であったことを当委員会で確認し、議事要旨に留めることがそれぞれ了承された。

・　令和４年４月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している１１人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、判事又は判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

（２）次回の予定等について

・　令和４年６月以降の委員会開催予定について

庶務から、「令和４年６月以降の委員会の日時について」に基づき、今後の審議スケジュールが提案され、了承された。

・　作業部会について

作業部会のメンバーについて、神村委員、北村委員、中尾委員、中田委員及び中山委員の全員が留任することとされた。

・　次回の予定について

次回の委員会は、４月２２日（金）午後３時００分から開催され、令和４年５月の新任判事補候補者について審議することとなった。

以　上